

USPTO が 2009 年度版の年報を公表  
～経済悪化による財政難に取り組んだ年。特許出願は滞貨減少も要処理期間増～

2009 年 11 月 20 日  
JETRO NY 中楨、横田

米国特許商標庁 (USPTO) は 18 日、2009 年度版の年報として「Performance and Accountability Report: Fiscal Year 2009」<sup>1</sup>を公表した。

副題は「持続する業績 (Sustaining Performance)」となっており、本年 8 月に就任したカッポス長官のもとで出された初めての年報は、09 年度も継続して USPTO が高いパフォーマンスを発揮したことをアピールするものとなっている。

09 年度版年報の概要は以下のとおり。

## I. 概観

### ○カッポス長官 (商務次官) メッセージ

冒頭、カッポス長官のメッセージが記され、09 年度は米国及び USPTO にとって大きな経済的動乱の年となり、大きな挑戦の 1 年であり、時代遅れの財政モデルが露わになった年と総括し、景気低迷の影響を受けた料金収入不足 (財政難) への取組が課題であったことを強調。

具体的には、特許出願件数と特許維持年金料の減少が、USPTO を財政危機に陥らせ、そのために雇用の凍結、主要プログラムの抑制、USPTO のミッションに係る重要な取組の削減をせざるをえなくなったとしている。かかる状況に対し、政府・議会の協力により特許関連費用を商標料収入から借入可能にする法律が成立したものの、コスト削減努力により実際には行使せずに済んだが、10 年度も同じ状況が続くことが見込まれ、今後は強固な財政基盤を取り戻すために短期及び長期の双方の視点から、政権や議会、ステークホルダーとともに解決に向けて取組んでいきたいと述べている。

また、09 年は、特許出願処理に要する時間の大幅短縮という最大の課題を解決する新たな方策の下準備を始めたとし、併せてロック商務長官から審査待ち期間 (FA 期間) を現在の 20 月超から 10 月にするよう指示があったことを紹介。

さらに、今回のような財政的制約の中でも、USPTO はイノベーションと競争力を促すという使命を成し遂げる必要があるところ、09 年度は財政危機にも拘わらず、特許の FA 件数の 10% 増加を達成し、これが特許出願件数減少と合わせ、審査待ち案件数 (滞貨) を減少させたことにも言及。その他、商標関連では審査期間や審査の質、電子化の全ての面で目標を達成しているとしていることや、IT 関係では技術基盤が脆弱であり強固なシステムを構築する必要があるとしている。

---

<sup>1</sup> USPTO09 年度年報: <http://www.uspto.gov/about/stratplan/ar/2009/2009annualreport.pdf>

最後にカッポス長官は、USPTO 職員は、米国民に目に見えた結果をもたらす才能や創造性、革新的精神を持っていること、及び USPTO と知財制度がイノベーションを促進し、雇用を創出し、米国の競争力を約束するものになるよう、USPTO 職員や知財コミュニティのステークホルダーと共に取り組んでいくのを楽しみにしていると締めくくっている。

### (1) 審査の質

最終審査件数(意匠特許(design patent)含む)が、昨年度より約 22.9%増の約 48.7 万件に達した中、特許審査コンプライアンス率(Patent Allowance Compliance Rate)<sup>2</sup> は、過去 20 年間で最も高いとされた 06、07 年度の 96.5%を上回る 96.9%を記録。

商標の同コンプライアンス率(Trademark Final Action Compliance Rate)も 97.6% (前年度 97.2%)と特許同様に高い水準を維持している。

### (2) 出願件数、審査件数、審査期間

09 年度の特許出願件数は約 46 万件(対前年度比 1.9%減)、意匠特許出願件数は、約 2.6 万件(同 9.3%減)、商標登録出願件数は約 26.7 万件(同 11.7%減)と、何れも前年度の出願件数を下回った。

逆に、最終審査件数は、特許が約 45.8 万件(同 24.2%増)、意匠特許が約 2.9 万件(同 4.5%増)、商標(区分数ベース)が約 43.1 万件(同 0.23%増)と、何れも前年度の件数を上回った。

特許の審査期間は、依然長期化傾向であるものの、FA 期間が 25.8 月(同 25.6 月)と、その伸びは着実に抑えられている。他方、平均要処理期間は 34.6 月(同 32.2 月)と、ここ数年に比べると、その伸びは若干大きい。

また、特許の審査待ち案件数(滞貨)は、FA 件数・最終審査件数の増加と特許出願件数の減少が相まって、1997 年以来久しぶりの減少に転じ、前年度から約 3.6 万件減の約 73.6 万件となった。

商標審査の平均要処理期間は、今回より統計の算出方法を少し変えたが、新たな統計でも 11.2 月(同 11.8)と改善傾向に変わりはない。

### (3) 財政難

ここ数年、USPTO は予算額の増額及び全額留保が認められてきたことを背景として、特許出願処理の増加に対処するために大量の特許審査官採用を行うことができた。しかし、経済状況の悪化により、09 年度は出願件数等の増加を見込んでいた当初見積額より 2 億ドル(約 180 億円)超の料金収入減少となり、一転して支出削減に追い込まれることになったとし、具体的には、超過勤務の停止、出張の削減、特許審査官採用の一時中断、主要ポスト以外の採用の一時中断、IT 関係費の削減などを行ったとしている。

<sup>2</sup> コンプライアンス率は、審査官が登録査定すべきと判断した出願に対する内部サンプルレビューにおいて拒絶理由や瑕疵が見つからなかった率。以前はエラー率(Patent Allowance Error Rate)を用いていたが、単純にエラー率を減じた率。エラー率の定義は、[060410【米国 IP 情報】USPTO における審査の質向上に向けた取り組みについて](#) 第 2 頁(2-1)参照。

なお、特許料金収入減の主な要因として、主な収入減である特許維持年金の更新率低下による減少と特許出願件数の減少に伴う出願料収入の減少を紹介。

#### (4)特許審査官採用

3年連続で1,200名以上の特許審査官を採用してきたが、09年度は財政危機により、年度途中からの新規採用を一時中止(09年2月までになされた申込は除く)したことにより、588名の特許審査官を採用。

なお、特許審査官の採用だけではUSPTOが抱える特許審査期間の短縮等の課題に対処できず、幅広い取り組みをしているとして、FA前に出願人の希望により面談を行う「First Action Interview Program」の試行や、本年2月には審査遅延(繰り延べ)制度に関するラウンドテーブルを開催し、同時にパブリックコメントも受け付けたことなどを紹介。

#### (5)電子出願

特許の電子出願率は、05年度の2.2%から、06年3月の新電子出願システムの稼働により06年が14.2%、07年度が49.3%、08年度が71.7%、そして09年度は82.5%と劇的な伸びを示している。

また、商標については09年度より従来の電子出願率に換え、出願のみでなく、その後の中間手続き、最終処分までの一連の手続の電子化率を指標として採用した(Applications Processed Electronically)。これによると09年度は62.0%である。

#### (6)国際問題

ワークシェアリングとして特許審査ハイウェイ(PPH)に言及。PPHプログラムの効果として、PPHによる出願の特許査定率が90%に近いこと、他の出願に比しオフィスアクションの数が約半分であること、クレーム数が約20%少ないこと、迅速な処理が行われていることを挙げている。また、韓国とのPPH本格実施開始を始め、デンマーク、ドイツ、シンガポール、フィンランドとパイロットを実施し合計10カ国となったこと、日本と協力しPPHのさらなる発展に向けて協力して取り組んでいることも紹介。

他に、日米欧中韓の5庁の取組を続けていること、中国及び国連欧州経済委員会(UNECE)との協力に係る覚書の締結、国際知的財産アカデミー(GIPA)において世界128カ国から計2,226人にも及ぶ政府職員に研修を実施した実績なども言及している。

## II. 予算及び定員

### (1)予算

09年度の予算額は歳出予算法上、20.10億ドル(約1,809億円)<sup>3</sup>を上限としており、19.16億ドル(約1,724億円)を上限とした前年度(08年度)の歳出予算額より0.94億ドル(約84.6億円、対前年度比4.9%増)の増加となっていた。

---

<sup>3</sup> 1米ドル=90円で換算。

しかしながら、09年度の特許出願料や特許維持年金等の特許料金収入が景気後退の影響を受け当初予定額を下回ったため、当該歳出予算法に基づき、歳出額はそれに応じて減額となった。

なお、本年報には掲載されていないが、2010年度歳出予算法案において、2010年度の予算額は19.30億ドル(約1,737億円、対前年度比4.0%減)とされている。

(表2)歳出予算額の推移 単位:千ドル

	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度
歳出予算額	1,683,086	1,771,000	1,915,500	2,010,100	(1,930,361)

(注)10年度は現時点の歳出法案の額。

## (2)定員

ここ数年にわたり1,000名以上の特許審査官を採用し、09年度も同規模の新規採用となる見込みであったが、特許出願件数の減少等による財政難による支出削減対策として、年度途中から新規採用を制限した結果、588名の特許審査官を採用した。

(表3)定員数の推移

	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	増減 (08-09)
政府職員 (federal employees)	7,363	8,189	8,913	9,518	9,716	+198
うち特許審査官	4,177	4,779	5,376	5,955	6,143	+188
うち意匠審査官	81	104	101	100	99	-1
うち商標審査官	357	413	404	398	388	-10

## Ⅲ. 出願及び審査実績

### (1)特許

特許の出願件数は昨年来の経済環境の悪化を反映して、459,919件(前年度468,669件)と対前年度比1.9%減となり、03年度以来の減少となった。一方、USPTOの最終審査件数は、457,897件(前年度368,557件)で対前年度比24.2%と大幅に増加。特許発行件数も、166,706件(同156,540件)と増加した。

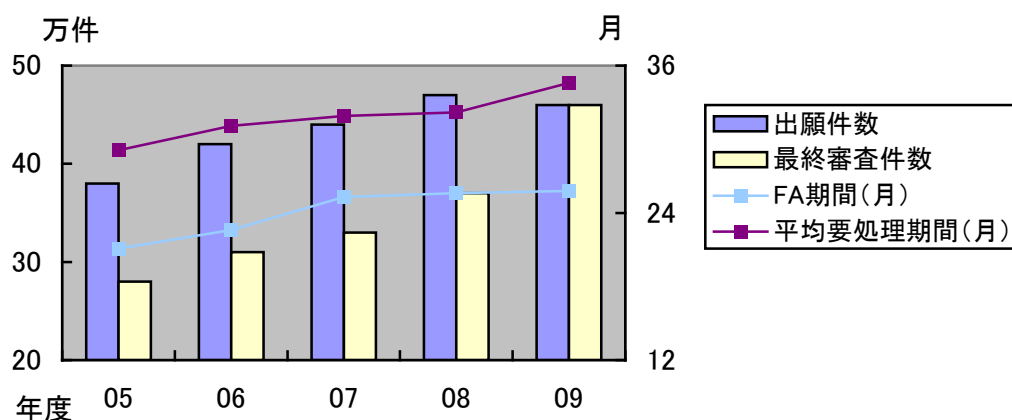
また、FA期間は、25.8月(同25.6月)と依然長期化傾向であるものの、その伸びは鈍化している一方、平均要処理期間は34.6月(同32.2月)と、ここ数年に比べ、長期化の伸びが若干大きくなった。平均要処理期間を分野別に見ると(表5)、通信分野(TC2600)が短縮傾向に転じた(42.7月)のみで、他の全ての分野において長期化した。

(表4) 特許出願件数、審査件数、審査期間の推移

年度	2005	2006	2007	2008	2009
出願件数	384,228	419,760	441,637	468,669	459,919
最終審査件数	279,345	309,689	333,819	368,557	457,897
特許発行件数	152,088	164,115	161,833	156,540	166,706
FA 期間(月)	21.1	22.6	25.3	25.6	25.8
平均要処理期間(月)	29.1	31.1	31.9	32.2	34.6

(注) 植物特許(plant patent)、再発行特許(reissue patent)を含む。なお、09年度は暫定値。

&lt;特許出願、審査件数、審査期間の推移グラフ&gt;



(表5) 分野別平均要処理期間(月)

年度	05	06	07	08	09
テクノロジーセンター(TC)					
平均特許審査期間	29.1	31.1	31.9	32.2	34.6
TC 1600- Biotechnology & Organic Chemistry	32.3	34.4	34.3	34.8	35.1
TC 1700- Chemical & Materials Engineering	29.7	32.1	34.4	36.3	37.4
TC 2100- Computer Architecture, Software, & Information Security	43.5	44.0	42.9	42.4	40.7
TC 2400- Networks, Multiplexing, Cable & Security	-	-	-	-	40.7
TC 2600- Communications	42.3	42.9	43.1	43.6	42.7
TC 2800- Semiconductor, Electrical, Optical Systems, & Components	24.9	25.4	26.5	28.2	29.7
TC 3600- Transportation, Construction, Agriculture & Electronic Commerce	26.9	29.6	31.6	34.8	35.1
TC 3700- Mechanical Engineering, Manufacturing, Products & Design	26.3	28.2	29.8	32.7	35.5

(注) 審査期間は最新の出願日を基に計算。植物特許(plant patent)、再発行特許(reissue patent)を含む。  
"USPTO Performance and Accountability Report" 05年版～09年版を基に作成。

## (2) 意匠

意匠特許の出願件数は 25,581 件(前年度 28,217 件)と対前年度比で 9.3%減少する一方、最終審査件数は 29,243 件(同 27,971 件)と対前年度比で 4.5%増加した。

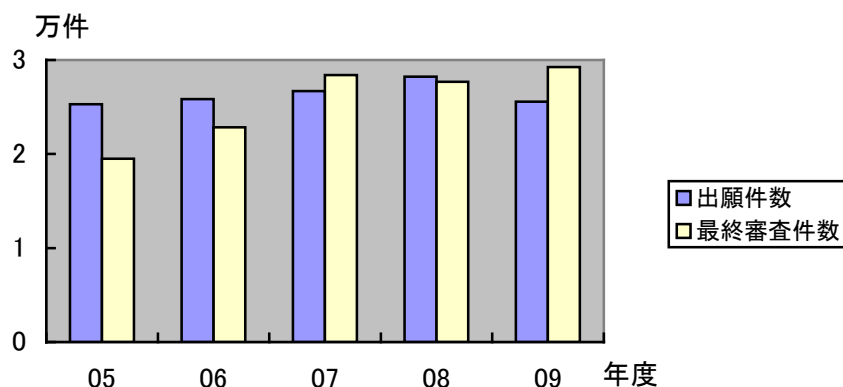
また、意匠特許発行件数は、23,415 件(同 26,016 件)と過去 20 年間で最多の意匠特許発行件数を記録した前年度に比べ、10%減少した。なお、審査期間を示唆する統計は発見できない。

(表6) 意匠特許出願件数、審査件数の推移

年度	2005	2006	2007	2008	2009
出願件数	25,304	25,853	26,693	28,211	25,581
最終審査件数	19,493	22,846	28,408	27,671	29,243
意匠特許発行件数	13,395	19,072	22,543	26,016	23,415

(注)09年度は暫定値

<意匠特許出願件数、審査件数の推移グラフ>



## (3) 商標

商標登録の出願件数は、266,939 件(前年度 302,253 件)で対前年度比 11.7%の減少と、特許出願件数以上に落ち込んだ。

最終審査件数(区分数ベース)は、431,324 件(前年度 430,343 件)と前年度とほぼ同程度(対前年度比 0.23%増)であり、高い処理実績を継続。登録件数(区分数ベース)は、241,637 件(前年度 274,250 件)と、11.9%の減少。

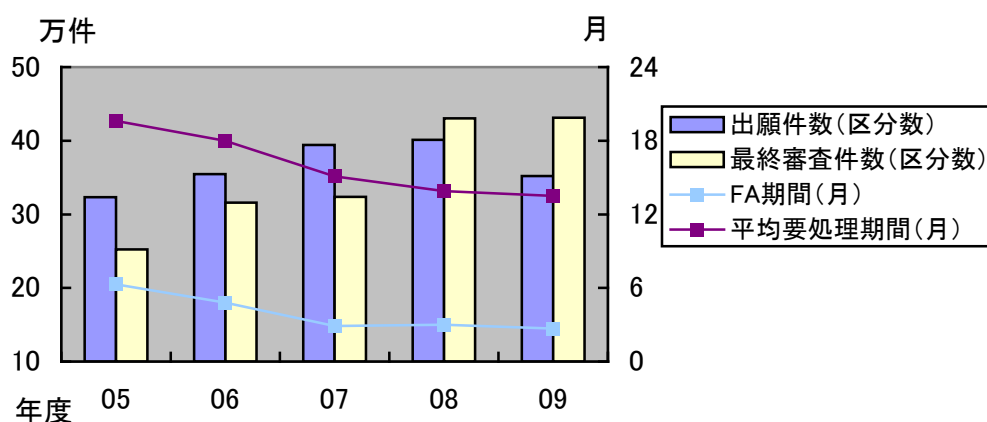
また、FA 期間は 2.7 月(同 3.0 月)と短縮。平均要処理期間は、従来統計の対象に含めていた処分中断中の案件及び当事者系手続き中の案件を除いて算出した方が、商標出願が処理されるまでの期間としてより優れた指標であるとして(実態を反映するものとして)、今回より算出方法を変更した統計を新たに使用している。

新たな算出データによると、11.2 月(同 11.8 月)であり短縮傾向は変わらない。なお、従来の算出方法による統計値もあり、それによると 13.5 月(同 13.9 月)と同じく短縮。

(表7) 商標登録出願件数、審査件数、審査期間の推移

年度	2005	2006	2007	2008	2009
出願件数	258,527	275,790	298,796	302,253	266,939
出願件数(区分数)	323,501	354,775	394,368	401,392	352,051
最終審査件数(区分数)	252,275	315,783	323,527	430,343	431,324
FA 期間(月)	6.3	4.8	2.9	3.0	2.7
平均要処理期間(月):新	17.2	15.5	13.4	11.8	11.2
平均要処理期間(月):旧	19.6	18.0	15.1	13.9	13.5

&lt;商標登録出願件数、審査件数、審査期間の推移グラフ&gt;



#### (4) 特許再審査・不服審判

09年度の査定系再審査(ex parte reexamination)請求件数は658件(前年度680件)で前年度に比べ若干の減少(対前年度比3.2%減)となった。当事者系再審査(inter partes reexamination)請求件数は、258件(前年度168件)で対前年度比53.6%の急増を示している。

また、査定不服審判(ex parte appeal)請求件数も、15,483件(前年度6,385件)と前年度の約2.5倍という著しい増加となり(対前年度比142.5%増)、査定不服審判の利用が急増している。

(表8) 再審査請求数の推移

年度	2005	2006	2007	2008	2009
査定系再審査請求件数	524	511	643	680	658
うち、権利者からの請求	166	129	124	87	67
うち、第三者からの請求	358	382	519	593	591
当事者系再審査請求件数	59	70	126	168	258
査定不服審判請求件数	2,834	3,349	4,639	6,385	15,483



#### IV. 日本発の出願及び登録状況

09年度、米国における外国居住者による出願及び権利取得状況は(表9)、(表10)のとおり。なお、09年度の各国別の特許出願件数は、10年1月頃に公表される予定。

外国居住者による出願の米国における特許発行件数は総計で96,395件、全体の特許発行件数(190,121件)の約半数を占める(意匠特許含む)。その内、日本発の出願に係る特許発行件数は37,879件と全体の約20%を占め、依然大きな存在感を発揮。

商標では、前年度出願上位5カ国全てが出願件数を減らす中、日本は微増となり前年度第6位から第5位に、登録件数は前年度と同様第4位となっている。

なお、ここ数年、著しい伸びを示している中国(香港除く)発の特許及び商標の出願/登録件数であるが、09年度も特許登録件数を2,196件に増加し第8位に、商標登録件数も減少したものの第8位にと順位を上げている(表11)。

(表9)特許出願、登録件数上位5カ国

順位	出願件数			登録件数		
	国名	09年度	08(順位)	国名	09年度	08(順位)
1	日本	N/A	84,473(1)	日本	37,879	35,847(1)
2	ドイツ	N/A	26,331(2)	ドイツ	10,279	9,794(2)
3	韓国	N/A	25,507(3)	韓国	9,401	8,410(3)
4	台湾	N/A	19,733(4)	台湾*	7,958*	7,424(4)
5	カナダ	N/A	11,436(5)	カナダ	4,361	4,052(5)
	総計	N/A	239,068	総計	96,395	90,713

(注)09年度の出願件数(暫定数値)は10年1月に公表される予定。特許の件数には意匠特許が含まれる。

\*09年度年報中の統計(TABLE10)は、明らかに「Macedonia」を新規追加した際に誤って数値がずれ、それ以降全てひとつずつ数値がずれてしまっているものと思われる。そのため台湾は「-」となっているが、ここでは、その一つ上の「Syrian Arab Rep」の数字が台湾の数値であると推測し、使用した。

(表10)商標登録出願、登録件数上位5カ国

順位	出願件数			登録件数		
	国名	09年度	08(順位)	国名	09年度	08(順位)
1	ドイツ	11,345	12,686(1)	ドイツ	4,409	4,674(1)
2	カナダ	8,354	9,614(2)	カナダ	4,084	4,396(2)
3	イギリス	7,624	9,463(3)	イギリス	3,098	3,136(3)
4	フランス	5,620	6,254(4)	日本	2,453	2,941(4)
5	日本	4,832	4,764(6)	フランス	2,278	2,638(5)
	総計	86,882	84,072	総計	34,648	38,800



(表11) 中国(香港除く)の特許出願・登録件数、商標登録出願・登録件数

年度	特許		商標	
	出願	登録	出願	登録
2009	N/A	2,196(8位)	2,096(10位)	1,459(8位)
2008	5,148(7位)	1,684(9位)	2,262(10位)	1,601(9位)
2007	4,422	1,139	2,364	1,020
2004	1,708	551	594	358

(注)09年度の出願件数(暫定数値)は10年1月に公表される予定。特許の件数には意匠特許が含まれる。

(了)